

# 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、福島県地域医療介護総合確保計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に定める計画をいう。以下同じ。）に定める事業（以下、「基金事業」という。）を実施するため、別表1及び別表2に掲げる事業者（以下、「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で福島県地域医療介護総合確保基金（以下、「基金」という。）を取り崩して、補助金を交付する。

## (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表1及び別表2に掲げる基金事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、以下のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる事業については、同表に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 別表2に掲げる事業については、同表に定める補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 施設に係るものにあっては、実施設計書
- (4) 機械、器具及び備品等の設備に係るものにあっては、見積書等
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

## (消費税及び地方消費税仕入控除 税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該

消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業名区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更を伴わないので、かつ以下のものとする。

- (1) 補助対象経費の2割以内の増減
- (2) 補助対象経費の経費の費目間の流用で2割以内の増減

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県地域医療介護総合確保基金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金概算払請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 工事等遂行状況写真（施設整備の場合に限る。）
- (2) 契約書（写）
- (3) 前金払等の請求書（写）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(完了報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域医療介護総合確保基金事業完了報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域医療介護総合確保基金事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月15日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書（第8号様式）

(2) 収支精算書（第9号様式）

(3) 施設の整備に係るものにあっては、写真、完成検査調書（写）及び工事請負契約書（写）

(4) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあっては、写真及び納品書、ソフト事業に係るものにあっては、領収書又は支払いを証する書類（写）及び写真

(5) その他知事が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第4条第2項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、福島県地域医療介護総合確保基金事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第10号様式）により速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第10条の実績報告書に併せて、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せることがある。

（一括下請けの禁止）

第14条 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（会計帳簿等の整備等）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体である場合には、補助事業者は基金事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合

には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

2 据助金の交付を受けた據助事業者が地方公共団体以外の場合には、據助事業者は據助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、據助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行し、平成27年度の據助金から適用する。

ただし、平成27年度に実施する介護施設等の整備に関する事業については、平成27年4月1日から発生した経費を據助対象経費として算定できるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行し、介護人材確保対策事業については、平成27年7月1日以降に実施する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月8日から施行し、平成27年度の據助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月28日から施行し、平成28年度の據助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月11日から施行し、平成28年度の據助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成30年10月3日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年1月20日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月8日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表 1

## (1) 医療関連事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業	病院	病院に入院する患者の入院期間短縮等を図るため、当該医療機関が行う医科歯科連携による歯科保健医療に必要な次の経費  (1) 病院の入院患者に対し、口腔ケアを実施するために、患者や医科・歯科の医療従事者との調整を行うための人件費等  (2) 病院の入院患者に対して行う口腔ケアを、外部の歯科診療所等に依頼する場合の報償費、委託料等	(1)について 8,072円/人・日  (2)について 8,800円/人・日	10/10以内
認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業	県歯科医師会	認知症等入院患者への歯科医療に資する研修会に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	500千円	10/10以内
がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連携研修会支援事業	福島歯科医師会、会津若松歯科医師会	がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連携に関する研修会に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	500千円	10/10以内
魅力的な臨床研修プログラム作成事業	臨床研修病院	臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容のさらなる充実化を図るために必要な次の経費  (1) 臨床研修病院間の相互乗り入れによる研修を推進するため、研修医が地域研修又は県内の協力病院（基幹型臨床研修病院及び大学病院である場合に限る。）で研修するための宿舎確保に必要な家賃、礼金、契約手数料、宿泊料等 (2) 臨床研修に必要な設備を整備するための備品購入費等 (3) 臨床研修医及び指導医が使用する医療情報検索システムの購入費等 (4) 臨床研修プログラムの作成に要する経費（人件費、旅費、委託料等）	(1)について 2,100円/人・日 ただし、研修医1人につき120日分を上限とする。  (2)について 5,000千円  (3)について 100千円/臨床研修医1名  (4)について 2,000千円	(1)について 10/10以内  (2)について 2/3以内  (3)について 10/10以内  (4)について 10/10以内
専門研修設備整備支援事業	医療機関	専門研修基幹施設及び専門研修連携施設の新設に当たって必要な備品購入費等	5,000千円	2/3以内
県内定着のための普及・啓発事業		【看護学生実習受入促進事業】 県内養成所の看護学生に、より良い実習環境を提供することで県内の医療機関への就業・定着を図るため、実習指導者養成に係る次の経費を支援する。 実習指導者養成講習会受講に必要な経費 (1) 受講料 (2) 旅費 (3) 代替職員の賃金 ただし、1施設につき1名分のみを対象とする。	(1)について 35,000円  (2)について 200,000円 ※補助事業者の定める旅費の支給に関する規定により計算された額と比較して少ない方の額  (3)について 332,400円 ※日額8,310円に勤務日数を乗じて得た数	10/10以内

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業	病院	<p>地域医療構想に基づき、各病院がその地域に必要な病床への機能分化・転換を行い、医療提供体制を確保するための施設整備等に係る経費を補助する。</p> <p>1 施設整備 改築及び改修等に要する工事請負費等を補助する。</p> <p>(1) 単独型：一つの病院において本事業を実施する場合</p> <p>①地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換であること。</p> <p>②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、加算額を基準額に加算する。</p> <p>(2-1) 連携型：複数病院の医療連携により本事業を実施する場合</p> <p>①自施設が病床機能の転換を行う場合（以下「転換整備施設」という。）</p> <p>②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、加算額を基準額に加算する。</p> <p>(2-2) 連携型：複数病院の医療連携により本事業を実施する場合</p> <p>①上記(2-1)①以外の場合（以下「転換支援施設」という。）但し、補助対象となる病床は「機能分化・連携に資する病床」であり、転換整備施設が「転換を行う病床数」に1.5を乗じた数を上限とする。</p> <p>②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、加算額を基準額に加算する。</p> <p>(3) 病床削減型：病床の削減を伴う場合 地域医療構想の実現に向け、10%以上の病床の削減を伴う施設整備を行う場合。</p> <p>2 設備整備 地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換を図る病院（単独型、連携型（転換整備施設））に対して、本事業を実施するために必要な医療機器等の備品購入費等を補助する。</p>	<p>(1) ①について 新築・改築 12,100千円/床 改修 6,050千円/床 ②加算額について 605千円/床</p> <p>(2-1) ①について 新築・改築 12,100千円/床 改修 6,050千円/床 ②加算額について 605千円/床</p> <p>(2-2) ①について 新築・改築 12,100千円/床 改修 6,050千円/床 ②加算額について 605千円/床</p> <p>(3) 新築・改築 129,556円/m<sup>2</sup>（鉄筋コンクリート造）、 112,945円/m<sup>2</sup>（ブロック造）</p> <p>2 11,000千円/施設</p>	<p>(1)について 1/2以内</p> <p>(2-1)について 1/2以内</p> <p>(2-2)について 1/3以内</p> <p>(3)について 1/3以内</p> <p>2について 1/2以内</p>

病床の機能分化・連携を推進するための解体等支援事業	病院	<p>1 地域医療構想の実現に向け、病床の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む。））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県地域医療構想公示日後に10%以上の病床の削減を行った病院を対象とする。また、福島県地域医療構想公示日以前に取得（契約）したものに限り対象とする。</li> <li>・「有姿除却」は対象としない。</li> <li>・「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。</li> </ul> <p>※関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。</p> <p>2 地域医療構想の実現に向け、各病院が実施する病床削減に伴い不要となる病棟・病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するに必要な改修に要する工事費又は工事請負費（福島県地域医療構想公示日以前に取得（契約）したものに限り対象とする。）</p>	1 地域医療構想公示後削減した病床1床当たり2,000千円	1 1/2以内
医業承継診療所施設設備整備支援事業	医業承継バンクにより承継され開業する診療所	<p>医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」または「在宅医療」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設・設備整備に係る費用を補助する。医業承継の日（建物売買契約の日など）から1年内に着手されるものを対象とする。</p> <p>1 施設の改装にかかる費用等 2 医療機器の購入にかかる費用等 3 その他医業の承継にかかる費用 ※詳細については別に定める。</p> <p>なお、補助決定後5年を経過する前に当該診療所が閉院となった場合は、補助金の返還を求める場合がある。</p>	2 200,900円/m <sup>2</sup> (鉄筋コンクリート造) 175,100円/m <sup>2</sup> (ブロック)	2 1/3以内
1 2誘導心電図伝送システム導入事業	医療機関及び消防機関	1 2誘導心電図伝送システム導入に必要な心電計本体（付属品を含む。）及びアカウント料	1,500千円	2/3以内

地域医療研修支援事業	いわき市	地域医療に关心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料。	1,507千円	10/10以内
特定行為研修推進事業 (研修受講促進)	医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等	看護師の特定行為研修の受講に必要な以下の経費 (1)受講料 (2)旅費及び宿泊費 (3)代替職員の人事費（訪問看護ステーションに限る）	(1)について 415千円/人 (2)について 85千円/人 (3)について 700千円/事業所	10/10以内
特定行為研修推進事業 (指定研修機関研修実施経費支援)	特定行為指定研修機関	指定研修機関が研修を継続実施するために必要な以下の経費 (1)研修実施に必要な機器・備品等整備費（シミュレーター等） (2)eラーニング継続実施のために必要となる委託料、契約料、使用料	(1)について 1,660千円/機関 (ただし、自施設以外の看護職を受け入れて実施する場合、10人未満の受入で600千円、10人以上の受入で1,000千円を加算する)  (2)について 以下の①～③により算出した合計額 ①基本経費 100千円/機関 ②共通科目経費 受講者10人未満 240千円/機関 受講者10人以上 20人未満 360千円/機関 受講者20人以上 420千円/機関 ③区分別科目経費 60千円/区分	(1)について 1/2以内  (2)について 10/10以内
感染管理認定看護師教育課程運営費補助事業	感染管理認定看護師教育課程運営機関	教育課程の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、委託料等	上限2,000千円/月 (24,000千円/年)	10/10以内
寄附講座設置支援事業	(1)単独の市町村又は、複数の市町村等で構成される一部事務組合等 (2)医療機関	(1)地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等  (2)県内の専攻医の確保等を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県外から専攻医指導の常勤医師を招へいするるために必要な寄附金等（人件費を除く）	(1)上限30,000千円 (2)上限10,000千円	(1)10/10以内 (2)2/3以内

多職種連携推進事業	医療福祉関連教育施設及び関連団体	研修等の実施に係る報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1,000千円／施設・団体	1/2以内
リハビリテーション機器活用人材育成事業	(一社)福島県理学療法士会及び(一社)福島県作業療法士会	リハビリテーション従事者の資質向上を図るために、リハビリテーション機器に対する理解を深めるための研修会等に必要な経費（研修会等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等）	500千円	2/3以内
小児平日夜間救急医療支援事業	西白河地方市町村会及び白河厚生総合病院	平日夜間の夜間小児外来の運営に必要な人件費等	21,000円×診療日数	1/4以内
小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業	都市医師会	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施に必要な講師報償費、会場使用料等	300千円	10/10以内
在宅医療推進事業	病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所、医療関係団体	<p>県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関及び医療関係団体等が実施する取組に必要となる次の経費</p> <p>(1) 地域包括ケア・在宅医療に関わる従事者の連携・資質向上に資する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等</p> <p>(2) 在宅医療やかかりつけ医等の普及・啓発に資する取組に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等</p> <p>(3) 医療従事者向けの在宅医療導入研修に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等</p> <p>(4) 訪問診療医のグループ化や急変時受入医療機関との連携に向けた検討会等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等</p>	(1)～(4)の合計 2,000千円	10/10以内

訪問看護推進事業	福島県訪問看護連絡協議会	<p>訪問看護連絡体制を整備するために必要となる次の経費</p> <p>(1) 訪問看護利用者等からの相談対応及び関係機関との連絡調整業務を行うための窓口設置に必要となる人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等</p> <p>(2) 訪問看護に関する実態や課題を把握し、その対策を検討するための検討会等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等</p>	(1)について 4,000千円  (2)について 500千円	10/10以内
地域連携体制支援事業	病院	<p>退院支援部門の設置運営に必要な次の経費</p> <p>退院支援部門に新たに配置した専従職員（看護師、社会福祉士、精神保健福祉士）の人事費</p>	2,000千円	10/10以内
在宅医療基盤整備事業（在宅医療機器）	病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所	在宅医療提供体制強化のため、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等	2,900千円	2/3以内
在宅医療基盤整備事業（訪問診療車）	病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所	在宅医療の推進のために必要な訪問診療車の整備に必要な備品購入費等 ※詳細については別に定める	2,000千円/台	2/3以内
在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業	県内薬剤師会	無菌調剤等に対応できる在宅医療エキスパート薬剤師の育成に関する研修会等を実施するための報償費、旅費、会場費等	500千円	10/10以内
医療と介護の連携強化事業	病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護事業所等	医療機関及び介護事業者がICTを活用し、在宅患者の情報を共有するために必要な設備整備に要する経費（需用費、委託料、備品購入費等）	500千円/施設	1/2以内
地域医療提供体制強化事業	医療機関	<p>二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するために必要な次の経費</p> <p>(1) 小児医療を担う施設（※1）が必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等</p> <p>(2) 院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関（※2）に必要な工事請負費（増改築、改修等）及び備品購入費等</p>	(1)について 10,000千円  (2)について 施設 5,040千円 設備 3,811千円	1/3以内

無菌調剤室整備支援事業	県薬剤師会及び県薬剤師会に所属する薬局	<p>在宅医療に係る医薬品の供給及び応需体制を強化するために必要な薬局設備の整備費用及び薬剤師の研修費用等</p> <p>(1) 無菌調剤室を整備するために必要な工事費、工事事務費等  (2) 安全キャビネットを整備するために必要な工事費、工事事務費等  (3) 地域の調剤薬局薬剤師に対して無菌調剤に関する研修会を実施するための報償費、旅費、会場費等</p>	(1)について 9,000千円  (2)について 7,500千円  (3)について 500千円	(1)について 2/3以内  (2)について 2/3以内  (3)について 10/10以内
理学療法士等医療従事者確保推進事業	医療関係団体	理学療法士等の職種に関する理解促進のためのイベント開催等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	100千円	10/10以内
専門研修プログラム策定支援事業	医療機関	専門研修プログラムの策定に必要な経費(人件費、旅費、委託料等)	2,000千円	10/10以内

(※1) 民間病院を除く。(※2) 浜通りの医療機関を除く

(2) 介護施設等の整備に関する事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域密着型 サービス等整備等助成事業	市町村、民間事業者	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕又は耐震化整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(3) 災害レッドゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(4) 災害イエローゾーンに所在する広域型介護施設等の移転改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱4に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	市町村、民間事業者	<p>(1)特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。</p> <p>(2)特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)等。</p>	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱4に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	市町村、民間事業者	<p>(1)特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一緒に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2)特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱4に定める算定方法により知事が必要と認めた額	定額

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	市町村、民間事業者	<p>(1) 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p> <p>(2) 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p> <p>(3) 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱4に定める算定方法により知事が必要と認めた額	1/3以内
介護職員の宿舎施設整備事業	市町村、民間事業者	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。</p>	別に定める福島県地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱4に定める算定方法により知事が必要と認めた額	1/3以内

(3) 介護人材確保対策事業

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
地域における介護のしごと魅力発信事業	市町村	学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	(市町村) 3,000千円以内で別に知事が定める額	(市町村) 10/10以内
若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業	市町村、医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。	625千円以内で別に知事が定める額	4/5以内
助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に知事が定める額	4/5以内
地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業	市町村、老人クラブ連合会等	地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に知事が定める額	4/5以内
介護未経験者に対する研修等支援事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	(1) (主催事業) 介護職員初任者研修の主催者が定める受講料（事業者が研修機関に直接支払った受講料又は従業員が負担した受講料に対して、当該従業員に支払った支給金） (2) (主催事業) 介護福祉士資格取得に係る実務者研修の主催者が定める受講料（事業者が研修機関に直接支払った受講料又は従業員が負担した受講料に対して、当該従業員に支払った支給金） (3) (派遣事業) 介護職員初任者研修への派遣に必要な需用費、負担金（研修受講に直接係るもの） (4) (派遣事業) 介護福祉士資格取得に係る実務者研修への派遣に必要な需用費、負担金（研修受講に直接係るもの） ただし(1)から(4)までについてはそれぞれ、修了証明書等を交付された場合に限る。 (5) (派遣事業) 介護福祉士国家試験受験のための学習及び研修受講に必要な需用費、負担金（研修受講に直接係るもの） ただし、(5)については、介護福祉士国家試験の受験を要件とし、交付に当たっては合否の報告を求める。	(1) 60千円／人以内 (2) 150千円／人以内 (3) 60千円／人以内で別に知事が定める額 (4) 150千円／人以内 (5) 60千円／人以内で別に知事が定める額	10/10以内

介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	市町村	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修や、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一連の取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別に知事が定める額	10/10以内
介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業	市町村	元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一連的に実施するための取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別に知事が定める額	10/10以内
将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設	介護福祉士養成施設において、若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な専門員の人事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	(専門員を配置する場合) 2,500千円以内 (専門員を配置しない場合は500千円以内) で別に知事が定める額	10/10以内
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業①	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修及び小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円／研修以内で別に知事が定める額 ただし、1法人につき申請できる研修は3つまでとする。	4/5以内
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業②	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	(1) 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修及び小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための研修 (2) 認定介護福祉士養成研修の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの）	(1) 30千円／人以内 (2) 150千円／人以内 で別に知事が定める額	(1) 4/5以内 (2) 10/10以内
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業③	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	(1) 喫痰吸引等研修（3号研修を除く）、ファーストステップ研修 (2) 介護福祉士実習指導者講習会の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの） ただし、修了証明書等を交付された場合に限る。	(1) 150千円／人以内 (2) 60千円／人以内 で別に知事が定める額	10/10以内

各種研修に係る代替要員の確保対策事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のために必要な研修代替要員の人件費	250千円以内で別に知事が定める額	10/10以内
介護支援専門員資質向上事業	医療・介護団体、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	介護支援専門員の法定研修（介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修）の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの） ただし、修了証明書等を交付された場合に限る。	60千円／人以内で別に知事が定める額	10/10以内
潜在介護福祉士等の再就業促進事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に知事が定める額	4/5以内
認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	(1) 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 (2) (1)の研修の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの）	(1) 625千円以内 (2) 30千円／人以内で別に知事が定める額	(1) 4/5以内 (2) 10/10以内
地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	市町村、医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	(1) 地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上に資する研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 (2) (1)の研修の受講に必要な旅費、需用費、負担金（研修受講に直接係るもの）	(1) 625千円以内 (2) 30千円／人以内で別に知事が定める額	4/5以内

認知症高齢者等権利擁護人材育成事業	市町村	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	500千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
介護事業所におけるハラスメント対策推進事業	市町村	介護事業所における利用者等からのハラスマントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスマント対策を講じて介護職員の離職を防止するための報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	500千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	リハビリテーション関係団体	専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内
若手介護職員交流推進事業	市町村	若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなど、若手介護職員の離職を防止するための取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	2,000千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	市町村	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るために報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	市町村、医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	介護事業者の各種制度（労働法規、賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進や、女性が働き続けることのできる職場づくりの推進、ＩＣＴ活用による介護従事者の負担軽減と迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内

介護テクノロジー導入支援事業	介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする）	介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）	移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援1,000千円/台 上記以外300千円/台	1/2以内（少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合は3/4以内）
		見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）	7,500千円/事業所	
		記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等	職員数が (1)1名以上10名以下の場合1,000千円/事業所 (2)11名以上20名以下の場合1,600千円/事業所 (3)21名以上30名以下の場合2,000千円/事業所 (4)31名以上の場合2,600千円/事業所	1/2以内（以下の要件のいずれかを満たす事業所に補助する場合は3/4以内 (1)LIFE 標準仕様に準拠した介護ソフトを使用してLIFEにデータを提供している又は提供を予定している (2)ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを見定している (3)文書量半減を実現させる導入計画となっている）
介護事業所に対する業務改善支援事業	介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする）	生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用	300千円/事業所	1/2以内

介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人	介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）に必要な人件費（保育士等）、委託料 なお、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業の対象外となる。	別に知事が定める額	2/3以内
離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	市町村	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保のため、 (1)地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招へい (2)介護従事者の資質向上の推進 (3)高齢者の移動を支援する担い手の確保の取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別に知事が定める額	10/10以内

別表2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業	がん診療連携拠点病院	地域の薬局薬剤師に対して行うがん診療における質の向上のため、がん診療連携拠点病院等が行う次の経費  (1)がん治療の化学療法、緩和ケアに関する研修会に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (2)がん治療の化学療法、緩和ケアに関する実習に必要な報償費、需用費等	10/10以内
がんピアネットワーク構築支援事業	がんピアネットふくしま	ピアソポーターの養成、活動及び資質向上に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金等	10/10以内
人材育成・定着促進事業	公立大学法人福島県立医科大学	地域の病院と福島県立医科大学が連携して臨床研修病院群を形成し、より多くの臨床研修医及び後期研修医を獲得するために必要な次の経費  (1)臨床研修病院群の組織化及び共通臨床研修プログラムの作成並びに広報等に必要な旅費、需用費、役務費及び委託料  (2)医学生を対象とする臨床研修病院群合同説明会及び臨床実習の実施に必要な旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料  (3)臨床研修医を対象とする臨床研修病院群合同研修会に実施に必要な旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料  (4)指導医の指導力向上のための研修会及び指導医情報交換会実施に必要な旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	10/10以内
歯科衛生士、歯科技工の材確保事業	県歯科医師会	歯科衛生士、歯科技工士の新規就業者確保又は離職防止のための説明会及び相談窓口等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	10/10以内
地域医療支援教員強化事業	公立大学法人福島県立医科大学	医師不足地域への支援を目的として増員する地域医療支援教員等の配置に必要な人件費	10/10以内

第1号様式（第3条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第2号様式（第3条関係）

## 事 業 計 画 書

補助事業者名：\_\_\_\_\_

補助事業名：\_\_\_\_\_

(単位：円)

		備 考
年度着手予定期日	年 月 日	
年度完了予定期日	年 月 日	
事業費の内訳（別紙可）	金 額	
	円	
	円	
	円	
	円	
事業費合計	円	
財源のうち福島県地域医療介護総合確保基金事業 補助金	円	摘要（積算内訳を記載すること）

第3号様式（第3条関係）

## 収支予算書

補助事業者名：\_\_\_\_\_

補助事業名：\_\_\_\_\_

### 1 収入

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金※	円	
その他	円	
内 訳	国庫補助金 (補助金名： )	円
	県・市町村等補助金等（※を除く） (補助金名： )	円
	自己財源又は一般財源 (内、借入金又は地方債)	円 ( 円)
	寄付金	円
	その他 ( )	円
	合計	円

### 2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
補助事業費のうち補助対象経費	円	
補助事業費のうち補助対象外経費	円	
合計	円	

第4号様式（第6条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により福島県地域医療介護総合確保基金事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号（第2号）の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金の交付決定年月日及び番号

3 事業の変更（中止・廃止）の理由

4 事業の変更（中止・廃止）の内容

5 添付書類（変更の場合のみ）

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

第5号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金について、下記のとおり概算払いにより交付してくださるよう請求します。

記

1 補助事業名

2 概算払請求金額

金 円

3 添付書類

第6号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事業完了報告書

福島県地域医療介護総合確保基金事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名	
交付決定年月日	年 月 日 付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

第7号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事業実績報告書

下記のとおり福島県地域医療介護総合確保基金事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項及び福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日

2 補助金交付決定額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第8号様式）
- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) その他

第8号様式（第10条関係）

## 事業実績書

補助事業者名：

補助事業名：

(単位：円)

		備考
年度着手年月日	年 月 日	
年度完了年月日	年 月 日	
事業費の内訳（別紙可）	金額	
	円	
	円	
	円	
	円	
事業費合計	円	
財源のうち福島県地域医療介護総合確保基金事業 補助金	円	摘要（積算内訳を記載すること）

第9号様式（第10条関係）

## 収支精算書

補助事業者名：\_\_\_\_\_

補助事業名：\_\_\_\_\_

### 1 収入

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金※	円	
その他	円	
内 国庫補助金 (補助金名： )	円	
内 県・市町村等補助金等(※を除く) (補助金名： )	円	
内 自己財源又は一般財源 (内、借入金又は地方債)	( 円 )	
訳 寄付金	円	
訳 その他 ( )	円	
合計	円	

### 2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
補助事業費のうち補助対象経費	円	
補助事業費のうち補助対象外経費	円	
合計	円	

第10号様式（第11条関係）

番 号  
年 月

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事  
業仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった  
この事業について、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱第11  
条第1項の規定に基づき、下記により報告します。

記

1 補助金返還相当額等

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額（A）	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

(注) 参考となる資料を添付すること。

2 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第11号様式（第12条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付請求書

福島県から交付決定のあった 年度福島県地域医療介護総合確保基金事業  
補助金について、下記により交付してくださるよう請求します。

記

事業名	
交付決定額 (A) 又は交付確定額	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (D)	円

第12号様式（第13条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
法人名等  
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 品目
- 2 取得価格及び時価
- 3 取得年月日
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 処分予定価格
- 7 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

(注) 別に指示する資料を添付のこと。